

令和3年6月30日

保護者の皆様

福井市長橋小学校

児童生徒等の登下校時の安全確保について（お知らせ）

みだしのことにつきまして、福井市教育委員会事務局から緊急通知がありましたので、保護者の皆様にお知らせいたします。

通知は、一昨日（28日）に起きた千葉県八街市の子どもが巻き込まれるという、痛ましい大きな交通事故の発生に伴って発出されたものです。

本校ではこの通知を受け、本日の帰りの会にて、学級担任より以下のとおり指導いたしました。

【指導内容】

- 1 歩道がある場合は、必ず歩道を歩くこと。歩道が無い道路の場合は、道路の右端を一路に並んで通ること。
- 2 道路に歩行者信号機や横断歩道がある場合は、必ずそこを渡ること。また、歩行者信号機が青になって渡っている間も、曲がってくる車がないか周りを確認しながら渡ること。
- 3 歩行者信号機や横断歩道がない道路を渡るときには、見通しがよいところを渡り、走ってくる車が見えた場合は、通り過ぎるまで待つこと。
- 4 信号待ちをするときには、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待ち、周囲の交通の状況にも注意すること。
- 5 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」を活用し、児童生徒が自主的に安全な行動ができること。

《自転車安全利用五則》

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ①自転車は車道が原則、歩道は例外   | ②車道は左側を通行 |
| ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 | ④安全ルールを守る |
| ⑤子どもはヘルメットを着用      |           |

【保護者へのお願い】

日ごろより、通学路の安全点検等を行っているところですが、お子様が利用する通学路で、危険を感じる、気にかかる点等がございましたら、早急に学校（教頭：861119）あて連絡願います。併せて、ご自宅周辺の危険箇所等がございましたらお教え願います。